

静岡県告示第816号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により次のとおり告示する。

その関係図面は、静岡県庁及び静岡県富士土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成29年11月17日

静岡県知事 川 勝 平 太

- 1 河川の名称
一級河川富士川水系大倉川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成29年11月17日
- 3 廃川敷地等の位置
静岡県富士宮市精進川字押堀1809番1地先
静岡県富士宮市精進川字押堀1818番1地先
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 196.19平方メートル